

## 言葉と人権 ③

### 「言葉の力」

◆ 我が国の言葉に関する全ての施策の基盤になっているのが「これからの時代の国語力の在り方について」（平成16年2月 文化審議会答申）です。

◆ この答申が定める「言葉の力」は、次の二つの領域で構成されています。

① 考える力、感じる力、想像する力、表す力から成る、言葉を中心とした情報を処理・操作する領域

② ①を支え、その基盤となる言葉の知識や教養、価値観、感性等の領域

◆ 人権教育の基盤は、人権や個別の人権課題に関する必要な知識を習得することにあります。（上記②）

◆ こうした基盤に支えられ、児童・生徒が「言葉の力」、すなわち考える力、感じる力、想像する力、表す力を自ら発揮しながらやりとりを行い、望ましい人間関係を築こうとする意識や意欲、態度を培っていくよう指導することが重要です。（上記①）

◆ 同時に、教師も自己の「言葉の力」を生かして指導に当たる必要があります。児童・生徒はそうした教師の姿から、多くのことを学びます。次に、一例を挙げます。

【考える】 児童・生徒に共感し、自信や意欲を高める言葉がけを工夫する。

【感じる】 児童・生徒の気持ちを感じ取り、共感する。

【想像する】 児童・生徒の表情や態度から、言外の思いを想像する。

【表す】 児童・生徒の良い点や進歩の状況を分かりやすく伝える。

